

法務省矯成第2036号
令和5年11月24日

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 花 村 博 文
（公印省略）

受刑者の社会復帰支援に関する訓令の運用について（依命通達）
標記について、下記のとおり定め、受刑者の社会復帰支援に関する訓令（令和5年法務省矯成訓第10号大臣訓令）の施行の日（令和5年12月1日）から実施することとしたので、受刑者の社会復帰支援に関する訓令の運用に当たっては、遺漏ないように配意願います。

記

1 支援対象者について（訓令第3条関係）

刑事施設の長は、受刑者が受刑者の社会復帰支援に関する訓令（令和5年法務省矯成訓第10号大臣訓令。以下「訓令」という。）第3条第4号に掲げる者に該当するか否かの判断に当たっては、次に掲げる事情を考慮すること。

- (1) 薬物、アルコール、ギャンブル等の依存傾向があること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であること。
- (3) 被害者等に対する謝罪、被害弁償等の実現に当たり問題を有していること。
- (4) その他釈放後に自立した生活を営む上での困難を有していること。

2 社会復帰支援の内容等

刑事施設の長は、社会復帰支援として、支援対象者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 引受人又は引受人以外の者であって受刑者が釈放された後にその者の改善更生のために協力するものの確保、釈放後の適切な住居その他の帰住先の確保及び当該帰住先への帰住のための支援
- (2) 釈放後に適切な医療又は療養を受けるための入院又は通院が可能な医療機関の確保及び釈放後に適切な介護を受けるための入所又は通所が可能な

福祉施設等の確保のための支援

- (3) 精神障害者保健福祉手帳の取得その他の福祉サービスを受けるために必要な手続の実施のための支援
- (4) 公共職業安定所への職業相談若しくは雇用を希望する企業等との面接等による就業先の確保又は希望する学校での修学のための支援
- (5) 釈放後に薬物、アルコール、ギャンブル等の依存傾向から回復するために入院又は通院が可能な医療機関の確保及び釈放後にリハビリするために参加が可能な自助団体等の確保のための支援
- (6) 警察機関への相談等により暴力団から離脱するための手続の実施のための支援
- (7) 被害者等に対する謝罪、被害弁償等の実施のための支援
- (8) その他健全な社会生活を営むために刑事施設の長が必要と認める支援

3 刑事施設の外で行う社会復帰支援（訓令第5条関係）

- (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第106条第2項の支援として、次に掲げる支援を行うものとする。

ア 支援対象者に更生保護施設その他の宿泊場所を供与する者を訪問させること。

イ 支援対象者に釈放後に通院し、又は必要な医療を受ける可能性がある医療機関を訪問させること。

ウ 支援対象者に釈放後に福祉サービス等を受けるために必要な手続を行うための公的機関等又は釈放後に入所若しくは利用を予定している福祉施設等の見学又は体験入所をさせること。

エ 支援対象者に障害福祉サービス事業所等の関係機関又は自助団体の職員と刑事施設の職員とのケース会議に参加させること。

オ 支援対象者に公共職業安定所その他の公的機関を訪問させ、企業が開催する説明会に参加させ、事業所を見学させ、又は採用面接に臨ませること。

カ 支援対象者に入学を希望する学校における入学試験の受験のため、当該試験会場を訪問させること。

キ 支援対象者に薬物、アルコール、ギャンブル等への依存からの回復やリハビリのための自助団体等の施設を見学させ、又は当該施設に体験入所等させること。

ク 支援対象者に暴力団から離脱するため警察機関又は暴力団離脱を支援する団体等を訪問させること。

ケ 支援対象者に被害者等に対する謝罪、被害弁償等のため警察又は法律

の専門家等を訪問させること。

コ その他社会復帰支援を効果的に行うために支援対象者に施設外の適当な場所で行わせることが必要と認められることを行わせること。

- (2) 刑事施設の外で行う社会復帰支援の実施に当たっては、支援対象者の特性に応じ、地域住民等に与える影響及び保安上の留意点について配慮すること。
- (3) 刑事施設の外で行う社会復帰支援については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）第49条においても制限区分による制約は設けられていないことから、いずれの制限区分に指定されていても実施できることに留意すること。

4 支援方針の明確化（訓令第6条関係）

- (1) 刑事施設の長は、支援方針を明確にするため、刑事施設の職員その他必要と認めた者に面接を実施させるなどして、随時、支援対象者の意向及び必要な支援内容の把握に努めること。
- (2) 刑事施設の長は、支援方針を明確にするに当たって、上記(1)において把握した支援対象者の意向及び必要な支援内容のほか、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令）第153条の規定により支援対象者の帰住予定地を管轄する保護観察所の長から送付される生活環境調整状況通知書及びこれに添付される同規程第147条に規定する生活環境の調整の計画の内容等を考慮すること。
- (3) 刑事施設の長は、支援方針を明確にするに当たって、必要に応じて、社会復帰支援の内容、実施方法、時期等を定めた支援計画を策定すること。
- (4) 刑事施設の長は、(3)に規定する支援計画を記載するための様式を定めること。

5 保護観察所の長等に対する情報提供（訓令第7条関係）

保護観察所の長等に対して身上変動通知書により情報を通知する場合は、必要に応じて、上記4において定めた支援計画についても共有すること。

6 社会復帰支援の実施に当たっての留意事項

刑事施設の長は、社会復帰支援の実施に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 社会復帰支援の実施に当たっては、社会復帰支援を所管する部署と関係部署を連携させ、効果的な実施を図ること。
- (2) 必要に応じて関係機関等の協力を得つつ、刑事施設の職員に対する適切な社会復帰支援の実施に資することを目的とする研修を実施すること。
- (3) 法第90条第1項の規定により、関係機関等に対し、協力を求めるなどの工夫をすること。その場合において、同条第2項の規定を関係機関等に

説明するなどして、秘密の保持に留意すること。

なお、支援対象者の個人情報については、支援対象者の円滑な社会復帰に資する範囲に限り、あらかじめ支援対象者本人及び支援対象者が未成年の場合はその保護者等の同意を得て、同支援に係る機関に提供するものとする。

おって、社会復帰支援における関係機関等による支援対象者との面接は、法第2編第2章第11節第2款に規定する面会には当たらないことに留意すること。

- (4) 社会復帰支援を実施した場合は、令和5年11月24日付け法務省矯成第2037号当職依命通達「受刑者の処遇調査等に関する訓令の運用について」別紙様式6の処遇調査票にその旨を記載すること。
- (5) 支援対象者を他の刑事施設に移送する場合、社会復帰支援の内容、経過等について、移送先の刑事施設に引き継ぐこと。
- (6) 次に掲げる通達の対象となる支援対象者については、本通達のほか、当該通達に基づき社会復帰支援を実施すること。
 - ア 令和3年3月31日付け法務省保観第44号当職・保護局長連名通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」
 - イ 令和5年5月16日付け法務省矯成第799号当職通達「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」
 - ウ 平成6年8月26日付け法務省矯保第2198号当職通達「暴力団関係被収容者の暴力団からの離脱等に関する警察機関との協力について」